

第 626 回 富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 1 1 月 6 日（水）午後 1 時 30 分から午後 2 時 15 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（13 人）

1	鈴木 昇	2	澤邊 治之	3	丸 文浩	4	川口 寛市
5	稲村 耕一	6	大塚 和行			8	白井 和子
9	平野 弁一	10	佐久間 容	11	森田 泰彰	12	安田 和永
13	小柴 賢次郎	14	鈴木 伸江				

4 欠席委員（1 人）

7	渡邊 和巳						
---	-------	--	--	--	--	--	--

5 事務局職員（4 人）

局長 棟方 雅典	係長 平野 重樹	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎
----------	----------	----------	----------

6 説明員（3 人）

建設経済部農林水産課 磯貝、高橋、南

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）（案）」に関する農業委員会
の意見について

専決処分報告について

第 626 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
局長（棟方）	<p>開会 午後 1 時 30 分</p> <p>皆様こんにちは。時間前ではございますが、予定されております委員の方々がすべてお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 626 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p>
局長	<p>開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、7 番 渡邊委員が欠席ということで、現在委員 14 名中 13 名の出席となっております。</p> <p>従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により過半数の出席となっておりますので、本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。</p> <p>会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>（議長挨拶）</p> <p>みなさん、こんにちは。このところ暑さも落ち着いてきました。新語流行語大賞ノミネートの海洋熱波について。米価が上がるが、経費が上がったため。</p> <p>本日は皆様方には大変お忙しい中、ご協力をいただきましてありがとうございます。これから会議を進めさせていただきたいと思えます。よろしくご協力のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>（開会）</p> <p>ただ今から、第 626 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>（議事録署名人の指名）</p>

議長	<p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第13条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>8番 白井委員、10番 佐久間委員を指名いたします。それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>【議案第1号】</p>
議長	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番について、担当委員の現地調査及び説明を、12番 安田委員、お願いします。</p>
安田委員	<p>議案第1号1番について、申請地を11月1日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>峰上保育所より南東の方向1500m付近に位置する農地です。</p> <p>権利者は、会社勤めをしながら祖父の畑を借り、露地野菜などの栽培経験を持つ者であります。</p> <p>今回、日照や土壌条件、賃貸料など条件で合致したことから農地を借受け、期間20年の賃借権設定により営農を開始しようとする申請であります。</p> <p>営農計画は、ブルーベリー栽培の計画となっております。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの安田委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>権利者は、祖父の土地を借り露地野菜栽培を5年程度及び、水稻栽培の手伝いを3年程行っておりました。</p> <p>今回、日照、土壌条件、賃借料について条件が合致したため、今までの農業経験を生かし、農地を借受け、ブルーベリー栽培をしようとする申請であります。</p> <p>ブルーベリー栽培に関しては、経験が無いことからニューイツ</p>

議長	<p>(株)、エザワフルーツランド等より営農サポートを受けながら技術の向上を図って行く計画となっております。</p> <p>遠方のため、日常の管理については、栽培経験者を臨時雇用し、獣害対策として防獣ネット等の設置も計画しております。</p> <p>販売計画は、JA きみつ、イオンアグリ創造(株)等へ青果出荷だけでなく、将来は加工品としての販売も行う予定です。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地 1,463 m²、従農数は、臨時雇用者を含め 3 名であります。</p> <p>よろしくご審議の程お願い申し上げます。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第 1 号 1 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 1 番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第 1 号 2 番について、担当委員の現地調査及び説明を、2 番 澤邊委員、お願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第 1 号 2 番について、申請地を 11 月 6 日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>旧佐貫中学校より西の方向 250m 付近に所在し、休耕中の農地であります。</p> <p>権利者は、居住地に隣接している申請地にブドウ栽培を行うため取得しようとするもので、売買による所有権移転の申請であります。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明お願いします。</p>

事務局（山口）	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>義務者は、相続で取得しましたが、遠方なため耕作を行うことが出来ず休耕の状態でありました。</p> <p>隣接している権利者より購入の申し込みがあり、売却することで合意が整ったことから本申請となったものです。</p> <p>権利者は、岡山県で会社経営をしている方です。2年程前に申請地の隣接地を取得し、会社経営の主体を子に移し、富津市に移り住み始めましたが、会社の関係で住民登録地は従前の岡山市のままとなっています。</p> <p>愛媛県松山市で行われている、ブドウのポット栽培に着目し、技術研修を受け、適地であった本申請地に栽培を始めようとするものです。</p> <p>販売計画は、インターネット等を通じ販路を確保する計画です。</p> <p>申請地は、農振農用地区域外農地 991 m²、従農数 1 名の新規就農者であります。</p> <p>よろしくご審議の程お願い申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 2 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 2 番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第 1 号 3 番について、担当委員の現地調査及び説明を、6 番 大塚委員、お願いします。</p>
大塚委員	<p>議案第 1 号 3 番について、申請地を 1 1 月 4 日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>JA きみつ旧湊支店より北東の方向 1400～2000m 付近に所在する農</p>

<p>議長</p>	<p>地です。</p> <p>義務者は、労働力不足により耕作を行うことが難しいことから、権利者へ耕作をお願いしておりました。</p> <p>今回、売渡の申出をしたところ、受諾されたことから売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>営農計画は、水稻栽培を計画しております。</p> <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>ただいまの大塚委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>義務者は、労働力不足のため権利者に耕作をお願いしておりました。</p> <p>後継者もなく、将来においても自ら耕作を行うことが難しいことから、譲り渡しの申出をしたところ、権利者は、自作地に近く、今までも耕作を行っていたことから受諾することとし、規模拡大を目的とする本申請であります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地 8,159 m²、権利者の耕作面積、11万 6,476.38 m²、従農数は 4 名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 3 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 3 番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>【議案第 2 号】</p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 2 号 1 番について、担当委員の現地調査及び説明を、1 番</p>

鈴木昇委員	<p>鈴木昇委員、お願いします。</p> <p>議案第2号1番について申請地を11月4日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>吉野小学校より南の方向約500mに位置する農地であります。</p> <p>申請地は令和4年1月27日付けで千葉県の一時的転用の許可を受け、今回は、更新後の許可期限の3年を迎えますので、改めて一時的転用の許可を受け、営農型発電事業を継続するため申請するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>本件は、営農型太陽光発電に係る一時的転用の期間満了に伴い事業継続のために一時的転用の申請をするものです。</p> <p>農地区分、立地基準、一般基準については、千葉県の許可を受け、また土地利用については、資材や設置費用の一時的な高騰により太陽光発電施設を設置できていなかったものの、このたび設置の目途が立ち、また、水稻の作付は従来通り行えているため、許可後に設置工事を行います。</p> <p>なお、営農型太陽光発電事業の許可にあたり、収穫量等の作物の生育への影響が軽微であることがありますが、本件は近接土地で同様に営農型太陽光の一時的転用許可を受けた農地があり、そちらは計画のとおり水稻を栽培しており、生育への影響も軽微でしたので、本件土地も太陽光発電施設設置後に確認していくこととなります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。</p>

稲村委員	<p>営農型ということで、吉村さんは前にも申請されたかと思います。水稲の収量的な影響が実績として出てきているか把握していますでしょうか</p>
事務局（樋口）	<p>農業委員会事務局に年1回許可を受けた農地の生育状況等の報告義務があり、確認しております。問題ないと確認しており、今回の更新の許可申請となりました。</p>
議長	<p>外にご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第3号】</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第3号1番と2番ですが、権利者が同一申請人ですので、一括で審議し、個別の採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。（声：異議なし） それでは一括審議、個別採決とさせていただきます。</p> <p>それでは、議案第3号1番と2番について、担当委員の現地調査及び説明を、11番 森田委員、お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第3号1番および2番について申請地を11月3日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津市役所より西の方向約800mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、農地適格法人で、令和6年5月7日付で農地法第3条の許可を受けており、それらの農地は現状のままでは雨水が溜まり耕作に利用できないため、農地造成を行い、さつまいもの栽培をするため、</p>

<p>議長</p>	<p>使用貸借権設定を伴う一時転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p> <p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局（樋口）</p>	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>本件は、農地を耕作地として回復するため、農地造成のための5条一時転用を申請するものです。</p> <p>農地区分に関しては、農業振興地域内の農用地です。</p> <p>農業振興地域内の農用地の転用については原則不許可ですが、一時転用であり、富津市農業振興地域整備計画に支障がない場合は、許可できることとしています。</p> <p>農地造成は、購入した山砂での嵩上げによるものとなります。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>農地造成のための一時転用にあたり、立地基準、一般基準など全て満たしております。その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号1番は承認されました。</p>

議長	<p>次に、議案第3号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手多数）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号2番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号3番について、こちらの担当は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>
平野委員	<p>議案第3号3番について申請地を11月4日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>大貫小学校より南の方向約450mに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、農地の耕作および管理が困難になっていたところ、権利者と太陽光発電施設での転用の話があり、一定の採算をとるために必要な陽当たりやアクセス面において条件に合致したことから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。</p> <p>雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございます</p>

	<p>か。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号3番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号4番について、担当委員の現地調査及び説明を、1番 鈴木昇委員、お願いします。</p>
鈴木昇委員	<p>議案第3号4番について申請地を11月4日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>吉野小学校より南の方向約500mに位置する農地であります。</p> <p>申請地は令和4年1月27日付けで千葉県の一時的転用の許可を受け、今回は、更新後の許可期限の3年を迎えますので、改めて一時的転用の許可を受け、営農型発電事業を継続するため申請するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>本件は、営農型太陽光発電に係る一時的転用の期間満了に伴い事業継続のために一時的転用の申請をするものです。</p> <p>農地区分、立地基準、一般基準については、千葉県の許可を受け、また土地利用についても申請時に添付された土地利用計画のとおりでありましたので問題ありません。</p> <p>なお、営農型太陽光発電事業の許可にあたり、収穫量等の作物の生育への影響が軽微であることがありますが、本件は許可を受けた計画のとおり水稻を栽培しており、生育への影響も軽微でしたので、今後とも継続して確認していくこととなります。</p>

<p>議長</p>	<p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号4番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>【議案第4号】。</p> <p>次に、議案第4号「「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）（案）」に関する農業委員会の意見について」を議題といたします。</p> <p>こちらは、大貫地域の地域計画案について、市長より農業委員会へ意見照会がありました。事務局からこの議案について説明をお願いします。</p>
<p>事務局（平野係長）</p>	<p>議案第4号について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定に基づき「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」を定めるにあたり、同法同条第6項の規定により富津市長より農業委員会に対し令和6年10月17日付で大貫地域における地域計画案が示され、意見照会がありました。</p> <p>農業委員会は、この案についての意見を提出することとなっております。</p> <p>つきましては、本計画案に対しての意見を求めたく上程するものであります。</p> <p>この後、地域計画（案）につきまして、担当課の農林水産課より説明をいただきますのでよろしくご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>議案についての事務局の説明は以上です。続いて、計画の内容につ</p>

<p>農林水産課 (担当者)</p>	<p>いて、取りまとめをされました市農林水産課に説明員として出席いただきたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。</p> <p>(声：異議なし) それでは、農林水産課から計画の説明をお願いします。</p> <p>【市農林水産課入室着席】</p> <p>農林水産課の職員です。それでは、私のほうから配布させていただきました、地域計画（案）について説明させていただきます。</p> <p>まず、本日配布の地域計画の今後の予定（大貫地域）をご覧ください。</p> <p>地域計画を策定するに当たりましては、協議の場の設置から始まり、地域計画（目標地図含む）（案）の作成、農業者への説明会や関係者への意見聴取を行い、公告し、策定することとなっております。</p> <p>次に進みまして関係者への意見聴取ということでありまして、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づき、市町村は地域計画を定めようとするとき、あらかじめ、農業委員会・農業協同組合・農地中間管理機構・土地改良区から意見聴取することとなっておりますので、今回説明をさせていただくものであります。</p> <p>議案に綴られている地域計画（案）をご覧ください。</p> <p>1 枚目の裏面、4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）をご覧ください。</p> <p>4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）ですが、人・農地プランでは、「中心経営体」として位置付けられていた者を、地域計画では概ね 10 年後の地域内の担い手として記載することとなりました。</p> <p>大貫地域につきましては、認定農業者 1 経営体、基本構想水準到達者 1 経営体、農用地等を継続的に利用する 1 経営体が将来の担い手となっております。</p>
------------------------	---

表の中の現状の欄の経営面積につきましては、現在担い手が所有している農地や、農地法・農業経営基盤強化促進法に基づき賃借している農地の実面積となっております。

右側の10年後の欄につきましては、地域内の農業を担う者から個別に聞き取った経営面積を記載しております。

今後は、この目標に基づき集積を進めていくこととなります。

次に本日配布の地図をご覧ください。

農業を担う者の10年後を示した地域計画目標地図であります。

着色した農地を囲んでいる青色の線で囲まれているのが今回計画する地域の範囲でございます。

地域計画目標地図の凡例をご覧ください。

担い手AからCと記載しておりますが、先程、ご覧いただいた地域内の農業を担う者一覧表の右側に記載の目標地図上の表示に対応しております。

また、凡例に白色で着色の「自作」と灰色で着色した「保全管理」の農地につきましては、今後、集積・集約化を検討していく農地となります。

議案に綴られている地域計画（案）をご覧ください。

内容につきましては、目標地図に示した集積・集約について具体的にどのように進めていくのかを記載したものであります。

1 地域における農業の将来の在り方の

(1) 地域計画の区域の状況でございますが、対象区域の農地の状況について記載しております。

(2) 地域農業の現状及び課題については、施設の老朽化が進んでいることや獣害による作物被害があることを記載しております。

(3) 地域における農業の将来の在り方については、大規模経営体による集積・集約への取組を記載しております。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標については、今後も高齢化が進むことから状況に応じて更なる集積を進めること、

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置については、担い手が集積・集約化を進める上で農地中間管理機構を活用し進めていくこと、関係機関と連携し、新たな担い手の確保を目指すこと等について取り組んでいくことを記載しております。

以下、任意記載事項でございますが、大貫地域において現在取り組んでいる内容や将来取り組もうとしている内容について記載しております。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）については、先程、説明したとおりです。

以上が地域計画（案）の説明でございます。

詳細につきましては、後程、ご覧いただければと思います。

次に、本日配布の地域計画の今後の予定（大貫地域）を再度ご覧ください。

今後の予定であります。

現在、関係機関への意見聴取を行っておりまして、回答期限を11月20日としております。

その下になりますが、説明会や意見聴取の内容を反映し11月20日を目途に地域計画（案）の公告を2週間行い、その結果を反映し地域計画を策定していきたいと考えております。

このようなことから、農業委員会としての意見を11月20日までにいただきたいと考えておりますので、意見のある方は来週の金曜日11月15日までに農業委員会事務局へ提出していただきたいと思っております。

なお、公告後、策定した地域計画は市ホームページで公表を予定しております。

<p>議長</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>ありがとうございました。説明を受けまして、委員の皆さんから、ご意見がございませうか。</p> <p>説明を受けて、すぐその場で意見というのも難しいでしょうから、11/15 事務局まで意見のある方は連絡をいただきたいと思ひます。</p> <p>農業委員会意見としては11/20 までにとりまとまりましたら、事務局から市長に報告願ひます。</p> <p>【市農林水産課退室】</p> <p>【専決処分報告について】</p>
<p>議長</p>	<p>次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長より願ひします。</p>
<p>局長（棟方）</p>	<p>専決処分についてご報告いたします。</p> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による届出、市街化区域内にある農地の権利移動4件です。1番と2番は駐車場として所有権移転するもので、面積はそれぞれ1番が169㎡、2番が138㎡です。</p> <p>3番は専用住宅として所有権移転するもので、面積は198㎡です。</p> <p>4番は資材置場として所有権移転するもので、面積は256㎡です。</p> <p>これらの届出につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>事務局何かありますか。</p> <p>（12/10 きみつ農業いきいき交流会について）平野</p> <p>（11/25 ブロック別研修会について）平野</p>

会長	<p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。なお、次回の農業委員会総会は、12月6日金曜日、場所は401会議室、時間は午後1時30分から開催いたします。</p> <p>本日の定例会は終了します。</p> <p>閉会 午後2時15分</p>
----	--